

被保険者 各位

大阪府医師国民健康保険組合

産前産後期間相当分の保険料軽減措置について

平素は当組合の事業運営にご協力を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から、国保組合の世帯においても出産した被保険者がある場合は、出産被保険者に係る保険料について、令和6年1月より産前産後期間相当分（産前1ヶ月出産月を含む産後3ヶ月分：多胎出産の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分）を軽減する制度が導入される事になりました。

これを受けまして当組合では、規約を改正し、出産された被保険者の保険料を軽減する事になりましたのでお知らせいたします（別紙「リーフレット」を参照）。

つきましては、別紙「産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書」をご提出頂きますようお願い申し上げます。（注：当組合より出産育児一時金の支給を受けていない方は証明書類を添付）

なお、当組合では、出産月の約4か月後を基本に保険料を還付する事になります。

その間の保険料は一旦徴収する事になりますが、「産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書」の提出があった後、産前産後期間の終了月を基準に軽減額の計算処理をして、保険料引落口座に振込にて還付させていただきます。軽減となる保険料は、出産された被保険者本人分のみとなります。

○単胎出産の場合の対象保険料期間等 注：**適用は令和6年1月分から**となります。

出産月	対象保険料期間等	
令和5年11月	令和6年1月分のみ	1ヶ月分
令和5年12月	令和6年1月～2月分	2か月分
令和6年1月	令和6年1月～3月分	3ヶ月分
令和6年2月	令和6年1月～4月分	4か月分
令和6年3月以降	出産月の前月から4ヶ月	4か月分
例：出産月が令和6年5月の場合 令和6年4月分～7月分 4か月分		

○対象保険料：基礎賦課額、後期高齢者支援金賦課額、介護納付金賦課額

○提出書類 ①「産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書」

② 添付書類 注：当組合より出産育児一時金の支給を受けている方は省略可
出産日、単胎・多胎出産の別を確認することができる公的書類のコピー

・母子健康手帳の市町村の証明印のあるページ、出産者氏名、出産日のわかるページのコピー

又は、病院等が発行する出生証明書のコピー

○産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書」の提出時の注意点

准組合員の世帯の方が対象となった場合は、所属医療機関の組合員に「産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書」をご提出のうえ、必要箇所を記入してもらい届出して頂きますようお願いいたします。

大阪府医師国民健康保険組合

〒542-0062 大阪市中央区上本町西三丁目1番7号

大阪府医師協同組合南館7階

TEL (06) 6761-8096 FAX (06) 6761-0596